

鱒ヶ沢町骨髓ドナー等支援事業

鱒ヶ沢町では、令和5年4月1日からドナーとなった方が、骨髓等を提供しやすい環境づくりを進めるため、ドナー登録者の確保及び骨髓等の移植の推進を図ることを目的とし、ドナー休暇を利用することができないドナーやドナー休暇を付与した事業所に対して、助成金を交付しています。（ドナー休暇：有給の特別休暇）

● 交付対象者

ドナー

次のいずれにも該当するドナー

- ① 骨髓等の提供の完了を証明する書類の交付を受けていること。
- ② 骨髓等の提供が行われた日において、町内に住所を有していること。
- ③ この要綱による助成金と同様の目的の他の助成金等の交付を受けていないこと。
- ④ ドナー休暇制度がないこと又は全部若しくは一部の期間のドナー休暇を取得していないこと。

事業所

次のいずれにも該当する事業所(国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。)

- ① 町内に住所を有するドナーを雇用している青森県内の事業所であって、当該ドナーに対しドナー休暇を付与していること。
- ② この要綱による助成金と同様の目的の他の助成金等の交付を受けていないこと。

● 助成の額

ドナー

- ・ 2万円×骨髓等の提供に要した通院又は入院の日数（ドナー休暇を取得した日を除き、7日間を上限とする。）

事業所

- ・ 1万円×ドナーが取得したドナー休暇の日数（7日間を上限とする。）

● 申請期限

骨髓等の提供が完了した日から90日を経過する日まで

【お問い合わせ先】

鱒ヶ沢町役場 ほけん福祉課 健康推進班
電話：72-2111

骨髓バンクに関する詳細は…

日本骨髓バンク

検索

<https://www.Jmdp.or.jp/>

